内閣衆質第六二号

昭和二十六年二月十三日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆 議 院 議 長 幣原 喜重 郎 殿

衆議院議員床次徳二君提出少年法第六十一條(記事の掲載の禁止) に関する質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

(質問の 六二)

衆議 院議員床次德二君提出少年法第六十一條 (記事の掲載の禁止) に関する質問に対する答弁書

現行少年法第六十一 條に罰則が除かれてい るのは、 憲法第二十一條の趣旨もあ ŋ́, 事 柄の性質上むし

ろ関係者の自粛にまつ方がかえつて好ましいと考えられたからである。

最近新聞記事として報道された事例に徴すれば、少年の保護更生上好ましくないと考える。

三 当局としても、 少年事件の報道には細心の注意を拂い、 今後において現行の禁止規定のみでは少年の

保護更生上に及ぼす障害が 防止できないようであれば、 罰則の制定を考慮する外はないとの所存であ

り、現在情勢を見まもつている次第である。

右答弁する。